

浜松市林業従事者助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、森林の適正管理を担う林業従事者が安全に作業のできる環境を整え、林業従事者の定着と新規就業者の確保を目的とした事業を対象に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号）以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 林業従事者とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）に基づき静岡県知事に認定された認定事業体（以下、「認定事業体」という。）に雇用され、過去1年間の年間就労日数（育林、伐出の作業を行った日数）が150日以上ある、林業作業を専門に行う雇用者をいう。

(2) 新規就業者とは、過去林業に従事した経験が1年に満たない者で、新たに林業従事者として従事する、採用から1年未満の者をいう。また、新規就業者の年間就労日数は、前項の規定にかかわらず、月平均12日以上あるものとする。

(3) 新規就業者等とは、林業従事者のうち新規就業者及び採用から3年未満のものとする。

(補助の対象事業及び補助率)

第3条 補助対象事業及び補助率等は、別表のとおり定める。

2 補助金の算定にあたっては、事業ごとに千円未満の金額を切り捨てることとする。

3 補助対象者は市税を完納している者であること。

(補助金の申請)

第4条 本事業の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（林業従事者安全装備品等支援事業を除く）（第2号様式）

(3) 収支予算書（林業従事者安全装備品等支援事業を除く）（第3号様式）

(4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）

(5) 申請者の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(6) 暴力団排除に関する誓約書（第14号様式）

(7) その他市長が定める添付書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合で、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更(対象経費の20%以内の変更である場合を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 規則及びこの要綱に基づく市長の指示に従うこと。

(4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(5) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(変更の承認申請)

第7条 申請者が前条第1号ア及びイの変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 変更承認申請書(第6号様式)

(2) 変更事業計画書(第2号様式)

(3) 変更収支計画書(第3号様式)

(4) その他市長が定める添付資料

(補助金の交付変更決定)

第8条 市長は、申請者から前条の変更承認申請があった場合で、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を変更決定し、申請者に補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第5条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、事業完了後30日以内又は属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第8号様式)

(2) 事業実績書(第2号様式)

(3) 収支決算書(第3号様式)

(4) その他市長が定める添付資料

2 林業従事者安全装備品等支援事業にあつては、前項にかかわらず、交付の申請をもつて実績報告にかえるものとする。

(補助金の交付確定)

第10条 市長は、交付決定通知を受けた申請者から前条の実績報告を受けた場合で、その報告書類を速やかに確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、申請者に対し補助金交付確定通知書(林業従事者安全装備品等支援事業にあつては、交付決定及び確定通知書)(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により交付確定通知を受けた申請者は、請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表

事業	補助対象	対象経費	補助率及び上限額	添付資料 (第4条関係)	添付資料 (第9条関係)
林業従事者安全 装備品等支援事 業	認定事 業体	<p>林業従事者の安全対策に必要な 装備品等の購入及び講習会等へ の参加、健康診断に係る経費</p> <p>【安全装備品等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護ズボン・チャプス、作業 服、ヘルメット、手袋、安全 靴、ゴーグル、防虫ネット、 粉塵マスク、熱中症対策用 品、携行缶、蜂対策用品(エ ッペン、毒とり)、チェー ンソー、刈払い機、ウェザース ーツ 他市長が必要と認めた もの <p>【講習会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育や技能習得等 <p>【健康診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊健診(振動・蜂アレルギー ー) 	認定事業体負担額(他の 補助金を除く)の2分の 1以内、ただし上限25千 円/人、新規就業者は上 限50千円/人	/	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(第11号様式) ・林業従事者安全装備品等購 入一覧(第12号様式) ・領収書(購入内容や講習会・ 健康診断の内容及び費用が わかるもの)の写し ・他の補助金がある場合は、 その交付金額がわかる書類
新規就業者支援 事業	認定事 業体	新規就業者等(採用から3年未 満)の給料及び手当金	認定事業体(他の補助金 を除く)の3分の1以内、 ただし就業者一人につき 上限50千円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(第11号様式) ・新規就業者等給与明細一覧 (第13号様式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者等給与明細一覧 (第13号様式) ・給与明細書の写し、もしく は給与支給額がわかる書類 ・他の補助金がある場合は、 その交付金額がわかる書類